鴨川市男女共同参画推進審議会 平成27年度 第４回会議　会議録

日時：平成28年3月18日（金）
午後3時00分～4時30分
場所：市役所４階400会議室

［委員出席者］

氏　名	備　　考
上村　美智代	副会長
黒川　洋子	
齋藤　守彦	
立野　慶子	（欠席）
角田　佐智子	（欠席）
永井　佳美	
長谷川　裕一	（欠席）
速水　昭雄	会長

（アイウエオ順・敬称略）

［事務局］

所属・職	氏　名
鴨川市企画政策課 課長	平川　潔
鴨川市企画政策課 課長補佐	石井　宏子
鴨川市企画政策課 政策推進係 係長	藤代　公貴
株式会社アイアールエス （鴨川市男女共同参画計画策定業務受託事業者）	石原　輝久

［会議資料］

・次第
・席次表
・出席者名簿
・資料１　第２次鴨川市男女共同参画計画（案）
・資料２　男女共同参画に関する市民意識調査集計等結果報告書（案）
・資料３　答申（案）
・鴨川市男女共同参画推進審議会第３回会議　会議録

１　**開会**（午後3時00分）　司会　企画政策課 政策推進係　係長　藤代

配布資料の確認に続いて、「鴨川市男女共同参画推進審議会設置要綱」（以下、「設置要綱」という。）第５条第２項の規定に基づき、本日の会議が成立している旨を説明。傍聴者無し。

２　**会長あいさつ**

３　**議事**

設置要綱第５条第１項の規定により会長が議長として進行。

議事録署名人として、永井委員、黒川委員が指名された。

議事（１）パブリックコメント手続の実施結果について

事務局から、パブリックコメント手続の実施結果について、０件であった旨の報告を行った。併せて、資料１「第２次鴨川市男女共同参画計画（案）」について、前回会議以降の修正点等の説明を行った。

委員の意見等については、以下のとおり。

（議長）

計画案は資料編や相談窓口などが追加されたが、両方あわせて何かご意見等があればどうぞ。

（議長）

相談窓口のうち、鴨川市にあるのはどれか。

（事務局）

福祉総合相談センターだけである。安房健康福祉センターは館山市にあり、児童相談所全国共通ダイヤルは全国からかけられる。その他の施設は千葉市にある。

（議長）

こういった相談は、どのくらい利用されているかデータとしてわかるとよい。この計画

期間５年の間に、どこかで資料をいただきたい。

（事務局）
　了解した。

（上村委員）
　資料１の「福祉総合相談センター」の名称に「鴨川市」と付けた方がいい。他の窓口も大体の所在地を記載した方がいいのでは。

（齋藤委員）
　市の福祉総合相談センターの連絡先には市外局番０４を入れた方がいい。

（事務局）
　了解した。

議事（２）市民意識調査集計等結果報告書（案）について

　事務局から、資料２「男女共同参画に関する市民意識調査集計等結果報告書（案）」についての説明を行った。
　委員の意見等については、以下のとおり。

（上村委員）
　自由意見として出されたものを題材に、ディスカッションすると面白いかもしれない。男女共同参画の意識を持ち続けてもらうことにもつながる。

（議長）
　市民の意見の中にヒントがあるので、今後の答申や審議の中で生かしたい。我々委員にとっても非常に参考になる。

（黒川委員）
　自由意見の回答者の職業はわからないが、私の周りでは、男女の役割分担について、会社員と農家のご夫婦では考え方が全く違う。

（議長）
　回答者には様々な背景があり、個々の考え方に影響している部分もあると思う。調査の回収率はどれくらいか。

（事務局）
　42.3％だ。

議事（３）答申（案）について

事務局から資料３「答申（案)」について説明を行った。
委員の意見等については、以下の通り。

（議長）
答申案について修正や追加のご意見があればどうぞ。

（齋藤委員）
１番に「意識啓発につとめていただきたい」とあるが、何に対するものなのかわかりづらい。

（事務局）
行政側に対して、市民に向けた意識啓発に努めてほしいということだ。

（上村委員）
意識啓発だけでなく、意識啓発の結果として市民が行政と協働していくということまで記載した方がいいのではないか。

（事務局）
４番に協働するという趣旨がある。

（齋藤委員）
市役所の職員は、男女共同参画の意識は共有できているのか。

（事務局）
計画案にも、職員の理解と意識を深めるという内容を入れているが、全員が完全に出来ているとは言えないかもしれない。ただ、随時啓発はしている。答申にも意識啓発の対象に市の職員を入れてもいい。意識啓発という文言は「理解を深める」や「意識の醸成」に変えてもいい。

（齋藤委員）
市民に対する啓発はすでにやっているはずだが、記載する必要があるのか。

（事務局）
市民意識調査等を見ると、意識がまだ低いと思われたので記載した。計画案の最初にも男女共同参画の説明を入れている。

（齋藤委員）
答申の内容では、意識啓発をこれから行うように解釈できるので、「より一層の」等と付

け加えたらどうか。

（黒川委員）
「理解をより深める」という表現がいいと思う。

（事務局）
１番は「市民の理解をより深めるため、一層の意識啓発に努めていただきたい。」という表現がいいか。

（齋藤委員）
意識啓発の対象が、市民なのか市職員なのかわかりづらい。意識啓発の前にその対象を記載してはどうか。

（事務局）
意識啓発の対象は、市民と市職員どちらとするか。

（上村委員）
市民と行政がともに事業を進めていかなければならないのだから、両方でないといけない。

（事務局）
市民と行政が連携・協働して事業を推進する趣旨は４番にあるので、１番では意識の部分と考えていただきたい。

（齋藤委員）
意識啓発の対象は、市民でいい。答申の配置からすると、１～３番は行政の取組みについて述べていると解釈できるので、「意識啓発」を「市民の理解を深めるための努力」としてはどうか。この「努力」には行政側の意識の向上も含めることができ、市民、行政両方の意識啓発を表せる。

（議長）
意識啓発とあるとその対象がわかりづらい。市民への意識啓発という意味だと、強制的な感じを受ける上、表現も固く感じる。

（事務局）
「意識啓発」という文言をとって「理解をより深めることに一層努めていただきたい」ではどうか。

（齋藤委員）
市民の理解を深めるために行政がやることは事業でいいのか。

（事務局）
広くとらえた意味は施策で、具体案は事業だ。
まとめると、「男女共同参画に対する市民の理解をより深めるための事業の推進に一層努めていただきたい」はどうか。意識啓発を明示するなら表現を和らげて、「男女共同参画に対する理解を深めるため、市民意識の啓発により一層努めていただきたい」とするのはどうか。

（黒川委員）
「市民の意識啓発」とすれば、言葉の強さはあまり気にならない。

（事務局）
「男女共同参画に対する理解をより深めるため、市民への意識啓発に一層努めていただきたい」でいいか。

（一同）
異議なし。

４　その他
事務局から、今年度の会議の終了及び、次年度の会議は１回、５月頃の開催を予定している旨報告された。次回の日程は確定次第通知予定。

５　閉会（午後4時30分）　※閉会後、市長へ答申を行った。

以上

鴨川市男女共同参画推進審議会
会長　速水　昭雄　様

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第７条第３項の規定により議事録の内容について確認します。

平成28年３月29日

永井　佳美

黒川　洋子